

町・県民税、国保税の申告の時期です



確定申告書の提出はお早めに

■忘れずに申告しましょう

平成26年1月1日現在本町に住んでいる人は、平成25年1月～12月の収入について申告が必要です。申告しないと、各種証明書が発行できなくなったり、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなったりする場合があります。また、平成26年度に新たに支給される臨時福祉給付金の対象となるかどうかの判定ができなくなります。

■申告相談での注意事項

●準備するもの

- ・印かん
- ・給与収入や年金収入がある場合は、源泉徴収票または給与支払証明書
- ・事業所得（営業・農業・不動産）

がある場合は、収支計算をしている収支内訳書など

・生命保険料控除などを受ける場合は、控除証明書

・障害者控除を受ける場合は、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など

・医療費控除を受ける場合は、医療費などの領収書または証明書と記入・計算済みの明細書

・寄附金控除を受ける場合は、証明書や領収書

・所得税の振替納税および還付を受ける場合は、各金融機関の口座番号（本人名義）などの控え

と、その通帳に登録している印かん

・税務署が送付した確定申告書など

株や土地の譲渡、住宅借入金等特別控除、医療費控除の申告をする人は、事前に町税務課または税務署で説明を受け、必要書類を準備の上、申告してください。

▼お問い合わせ先

町税務課

096・234・1112

(内線115)

✉ klg105@town.kosa.lg.jp

熊本東税務署

096・369・5566

町での申告相談日程は2月17日（月）～3月17日（月）です。午前中は特に混雑が予想されますので、ご注意ください。

■町での申告相談日程のお知らせ〔2月17日（月）～3月17日（月）〕

●会場 町生涯学習センター研修室

●受付時間 午前9時～午前11時、午後1時～午後4時（日曜日は午前9時～午前10時30分、午後1時～午後3時）

2月	行政区名		3月	行政区名	
	午前	午後		午前	午後
17	月	広瀬・西原・井戸江	2	日	平日に来ることができない人
18	火	谷内・本坂谷・堂ノ原・小鹿・安平	3	月	辺場・古閑・八丁・山出 田原・和田内
19	水	有安	4	火	船津
20	木	西寒野	5	水	津志田
21	金	東寒野	6	木	中山 麻生原・世持
24	月	緑町	7	金	下田口 上田口
25	火	横田	10	月	府領・北原
26	水	大町	11	火	中横田
27	木	中早川・北早川	12	水	下横田
28	金	吉田	13	木	浅井 上早川五区
			14	金	上早川四区 上早川二区
			17	月	上早川三区 上早川一区

※2月21日（金）、28日（金）、3月5日（水）は、税理士も相談に応じます。株や土地の売買、消費税の申告や資産税についてのご相談がある人はぜひご利用ください（受付は午後3時まで）。

※内容によっては、税務署で申告していただくことがあります。

福祉

金せ 付ら 給知 社お 福の 時付 臨給



給付金のお問い合わせは町福祉課まで

臨時福祉給付金とは、4月から
の消費税率引き上げに伴い、所得
の低い人への負担を考慮して暫定
的、臨時的に給付されるものです。

●給付対象者

平成26年度分の市町村民税（均
等割）が課税されない人
※ご自身を扶養している人が課税
される場合や、生活保護制度の
被保護者となっている場合など
は対象外です。

●給付額

給付対象者1人につき1万円
※給付対象者のうち、老齢基礎年
金、障害基礎年金、遺族基礎年
金、児童扶養手当、特別障害者
手当の受給者などに対しては、
5,000円が加算されます。

●申請手続き

申請先は、平成26年1月1日の

基準日現在で住民登録されている
市町村となります。

具体的な申請の受付時期や手続
きなどが決まりましたら、『広報
こうさ』、町公式ホームページな
どでお知らせする予定です。

■臨時福祉給付金詐欺に注意

臨時福祉給付金の支給などに
際して、次のようなことをお願い
することは絶対ありません。

- ・ATM（銀行、コンビニなどに
設置している現金自動預払機）
の操作のお願い
- ・給付のための手数料の振込み
・世帯構成や口座番号などの個人
情報の照会

ATMを自分で操作して、他人
からお金を振り込んでもらうこと
は絶対にできません。給付を装っ
た振り込み詐欺や個人情報情報の詐取
にご注意ください。

市町村や厚生労働省の職員など
をかたった電話が掛かってきた
り、郵便が届いたりしたら、迷わ
ず警察にご連絡ください。

▼ご相談先

- ・御船警察署
- ☎096・282・1110
- ・警察相談専用電話
- ☎#9110

男女共同参画

■「イクメン」などの皆さんを
ご紹介

男女共同参画についてもっと
知っていただくために、「家事男
（カジダン）」、「育爺（イクジイ）」、
「イクメン」の皆さんをご紹介します。

■子どもは「町の宝物」
みんなで育児に取り組もう

「イクメン」という言葉が流行
語に選ばれたのは、2010年の
こと。それ以来、育児に参加する
男性は年々増加し、今では珍しく
なくなりました。甲佐町でも、同
世代や若い世代の「イクメン」を
よく見かけるようになりました。

家事や子育てに奮闘する
男性をご紹介します ③



自分を追い込まず、育児に取り組むことが大切

がんばりすぎて、生活にも余裕が
できず、家庭も仕事も上手くいか
ず、その結果自分を追い込み「イ
クメン病」になってしまう方もい
るそうです。

育児は、家庭と地域の方々が一
緒になって取り組まなければなり
ません。今、育児などで悩んでい
る方に分かっていただきたいのは、
皆さんは1人ではないということ
です。

子どもを授かったことや、自分
といるいろいろな方たちとをつないで
くれる子どもたちに深く感謝し、
みんなで子どもを育てていかなけ
ればと思う今日のごろです。な
げなら、子どもは「町の宝物」だ
から。：（甲斐良二さん・岩下二区）

■家事や子育てに奮闘する様子
をご紹介します

男性の皆さん方が日ごろの家事
や子育てに奮闘されている様子を
ぜひご紹介させていただきます。

※応募する際は、写真および育
てについての意見などを町総務
課までご提出ください。

▼応募・お問い合わせ先
町総務課

☎096・234・1140
（内線241）

町福祉課 ☎096-234-1114(内線 144) ✉klg205@town.kosa.lg.jp

町総務課 ☎096-234-1140(内線 241) ✉klg202@town.kosa.lg.jp